

ケアサポート八千代運営規定

(事業の目的)

第1条 社会医療法人財団新和会ケアサポート八千代（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従業者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施に当たっては、関係市町村、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 ケアサポート八千代
- (2) 所在地 安城市東栄町一丁目10番1号

(職員の職種、員数、および職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者1名（常勤兼務職員、介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定居宅介護支援の提供に当たるものとする。
- (2) 介護支援専門員4名 以上
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。
- (3) 必要に応じて事務職員を置く。

(営業日および営業時間)

第5条 事業所の営業日および営業時間は、事業者たる社会医療法人財団新和会の就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日：月曜日から土曜日までとする。但し、休日として日曜、祝日、毎月第1、3土曜日、年末年始（12月29日～1月3日）の間を除く。
- (2) 営業時間：午前8時30分から午後5時までとする。但し、土曜日は午前8時30分から午後1時までとする。

(居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 第3条に規定する事業所内
 - (2) 使用する課題分析票の種類 主として「愛介連版アセスメントシート」等を使用する。
 - (3) サービス担当者会議の開催場所 第3条に規定する事業所内又は利用者の自宅等
 - (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 最低月1回
 - (5) モニタリングの結果記録 少なくとも1ヶ月に1回
- 2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費はその実費を徴収する。なお自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね3キロメートル未満 100円
 - (2) 実施地域を越えた地点から、片道おおむね3キロメートル以上 300円
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、安城市とする。

(事故発生時の対応)

第8条 介護支援専門員等は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。

(その他運営上の留意事項)

第9条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待発生又はその再発を防止するための従事者に対する研修の実施、利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備、その他、虐待防止のために必要な以下の措置を講じる。
- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならないこととする。
 - (2) 身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
 - (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンライン可）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (4) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (5) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (6) 虐待の防止に関しては、適切に実施するための担当者を置く。
- 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等に通報するものとする。
- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会医療法人財団新和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規定は、平成12年 4月1日から施行する。

この規定は、平成15年 2月1日に改定する。

この規定は、平成17年 4月1日に改定する。

この規定は、平成17年 6月3日から改定する。

この規定は、平成18年 4月1日から改定する。

この規定は、平成20年 1月1日から改定する。

この規定は、平成21年 3月1日から改定する。

この規定は、平成21年 4月1日から改定する。

この規定は、平成21年 9月1日から改定する。

この規定は、平成22年 2月1日から改定する。

この規定は、平成22年 9月1日から改定する。

この規定は、平成24年 7月1日から改定する。

この規定は、平成25年 4月1日から改定する。

この規定は、平成26年 4月1日から改定する。

この規定は、平成27年 8月17日から改定する。

この規定は、平成28年 5月1日から改定する。

この規定は、平成28年10月1日から改定する。

この規定は、平成30年 9月1日から改定する。

この規定は、令和 2年 9月1日から改定する。

この規定は、令和 2年10月1日から改定する。

この規定は、令和 3年 4月1日から改定する。

この規定は、令和 6年 3月1日から改定する。

この規定は、令和 6年 5月1日から改定する。